事　務　連　絡
令 和 ６ 年 ３ 月 29 日

各　都道府県
　　指定都市
　　中核市
　　児童相談設置市
衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成における
自己負担上限月額の按分について

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（以下「児福法」という。）に基づく医療費助成においては、医療費助成の対象患者の属する世帯の所得に応じて、自己負担上限月額を決定していることから、同一世帯内に複数の対象患者がいる場合には、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（以下「難病法施行令」という。）第１条第２項及び児童福祉法施行令（以下「児福法施行令」という。）第 22 条第１項の規定に基づき、自己負担上限月額を按分して決定することとされている。

同一者が、同一の疾病について難病法の医療費助成（以下「難病医療費」という。）及び児福法の医療費助成（以下「小慢医療費」という。）の対象となっている場合の按分の取扱いや按分率の算出方法について疑義照会が多いため、その解釈について下記のとおり周知する。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成における自己負担上限月額の按分について」（平成 30 年３月 30 日付け事務連絡）は廃止する。

記

１　同一の者が、同一の疾病について難病医療費と小慢医療費の対象となっている場合

難病法第 12 条において、難病医療費の支給は、当該指定難病の患者に対する医療につき、政令で定める他の法令の給付により、難病医療費の支給に相当するものを受けることができるときはその受けられる限度において、行わないこととされており、難病法施行令第４条において、当該政令で定める給付として、小慢医療費が定められている。

このため、難病医療費及び小慢医療費双方で、同一の疾病と考えられる疾病の対象となっている場合については、小慢医療費を受給できる限度において難病医療費の支給を受けられないため、原則として按分は行わない。

ここで「同一の疾病と考えられる疾病」については、単に告示上の疾病名が同一の疾病はもとより、告示上の疾病名が異なっていても、実質的に同一と考えられる疾病についても含まれる。

ただし、実質的に同一と考えられる疾病であっても、「相当する給付」を受けることができないことが明らかな場合においては按分することが可能である。

２　按分に係る代表的なケースについて以下に例示するので参考とされたい。

※１　難病、小慢はそれぞれの医療費助成の対象となっていることを意味する。

※２　アルファベットは疾病を意味し、難病 A、小慢 A とある場合には、実質的に同一と考えられる疾病について、双方で対象となっていることを意味する。

※３（　）の金額は按分を行う前の、所得区分から機械的に算定される自己負担上限月額であり、【　】の金額は按分後の自己負担上限月額である。

（１）同一の支給認定基準世帯内に複数の受給者がいる場合

母親：難病 A（5,000 円）　⇒【2,500 円】

子１：難病 B（5,000 円）、小慢 B（2,500 円）　⇒【1,250 円】

子２：小慢 C（2,500 円）　⇒【1,250 円】

子１は、小慢 B の支給が優先されるため、難病 A、小慢 B、小慢 C の額を合算して按分するため、按分率（5,000/（5,000＋2,500＋2,500））を乗じて、それぞれの額を算出する。

（２）同一の者が複数の難病医療費又は小慢医療費を受給している場合

子ども：難病 A（5,000 円）

小慢 A（2,500 円）　⇒　小慢 A【1,660 円】

難病 B（5,000 円）　⇒　難病 B【3,330 円】

A 疾病については、小慢 A の支給が優先されるため、難病 A については考慮せず、小慢 A、難病 B の額を合算して按分するため、按分率（5,000/（2,500＋5,000））を乗じて、それぞれの額を算出する。

３　按分率が無限小数となる場合の算出方法について

親：難病 A（30,000 円）

子：小慢 B（15,000 円）

上記のケースの場合、難病法施行令及び児童福祉法施行令の規定に従い、按分率（30,000／（30,000＋15,000））を算出した上で、それぞれの自己負担上限月額に乗じて算出することとなるが、この按分率は分数で表すと（2／3）となるため、親・子それぞれの負担上限月額に 2／3 を乗じて、親：20,000 円／子 10,000 円となる。

一方で、この按分率を数値で表すと 0.66666……と無限小数となり、この数値に親・子それぞれの負担上限月額を乗じた上で 10 円未満の端数を切り捨てると、親：19,999.9999…≒19,990 円／子：9,999.9999…≒9,990 円となり相違が生じることとなる。後者の算出方法は、按分率を 0.6666…として算出しているが、本来無限に続くものであり、数値で表現できないものであることから、こうしたケースにおいては、分数を用いて算出するべきものである。

しかし、これまでの支給認定において、後者の方法で算出していたとしても、患者に不利益を生じているものではないため、自己負担上限月額の変更や遡及しての返還請求を求める必要はない。